

平成 26 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 26 年 7 月 31 日 (木)

14:00～15:30

場 所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報 告
 - (1) 「支援計画部会」及び「こども育成部会」の会議概要について
 - (2) 市町村における新制度の準備の進捗状況について
 - (3) 私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果について
- 4 協 議
いわて子どもプランの策定について
- 5 その他
幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(案)について

6 閉 会

岩手県子ども・子育て会議委員名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考①	備考②
子どもの保護者	保育所保護者	(社福)あすなる会 かがの保育園・保護者会	会長	山本 学		欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会長	中島 伊織	新任	
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代		欠席
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘		
子ども・子育て支援	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	藤本 達也		
		日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子		
事業者	教育	岩手県私立保育園連盟	会長	佐々木 政弘		
		岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	新任	
	子育て支援	岩手県私立幼稚園連合会	会長	坂本 洋		
		NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ		
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀		
		岩手県社会福祉協議会・児童館部会	副部長	熊谷 幸一		
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ		
		岩手県児童養護施設協議会	会長	千葉 寛	新任	
学識経験者	大学	岩手県母子寡婦福祉連合会	会長	松本 笑子		
		岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山 宜哉		
その他 知事が 必要と 認める者	行政	盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹		
		釜石市	子ども課長	高橋 千代子		
	教育	岩手町	町民課長	澤口 寿		
		岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ		
	保健医療	岩手県中学校長会	常任理事	高橋 清之	新任	
		岩手県医師会 (小児科)	常任理事	山口 淑子		
	労働	岩手県医師会 (産科)	常任理事	吉田 耕太郎		
		岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修		欠席
	報道	日本労働組合総連合会岩手県連合会	会長	豊巻 浩也		
		岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美		

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援課	保健福祉部長	根子 忠美
		総括課長	南 敏幸
		主幹兼子ども家庭担当課長	小野寺 嘉明
		少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		主任主査	菊地 浩記
		主任主査	及川 有史
総 務 部	障がい保健福祉課	主任主査	大内 毅
		こころの支援・療育担当課長	小川 修
		私学・情報公開課長	千葉 政典
教育委員会事務局	学校教室	主任主査	佐々木 良生
		主任	高橋 晃進
		指導主事	武藤 美由紀

【関係部局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名	備 考
秘書広報室	秘書課	管理課長	藤本 さとえ	
総務部	総務室	主査	松森 英子	
政策地域部	政策推進室	主任主査	鎌田 伸二	
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	工藤 啓一郎	
		若者女性協働推進室	主任主査 小田島 高志	
保健福祉部	保健福祉企画室	主任主査	日向 秀樹	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長	永井 築一	
農林水産部	農林水産企画室	主査	小成 晴紀	
県土整備部	県土整備企画室	企画課長	佐藤 隆浩	
復興局	復興推進課	推進協働担当課長	菊池 学	
教育委員会事務局	教育企画室	企画課長	蛇口 秀人	
警察本部	警務部警務課	企画室長	前川 剛	

岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会の設置について

1 部会設置の経緯

平成26年2月17日に開催した第2回岩手県子ども・子育て会議において、今後、子どもの健全な育成全般を検討する部会を設置し、本職から10人程度指名することとして、委員の皆様から御了解をいただいていたもの。

2 部会委員の選定

今回、部会の名称を「子ども育成部会」とし、その委員10人について指名を行ったこと。

委員の指名にあたっては、幅広い分野から選定することと、委員への業務負担を考慮し、既に設置している「支援計画部会」の委員との重複を極力避けるよう考慮しながら、次の10名を指名したこと。

【子ども育成部会 委員名簿】

区分	分野	所属団体	職名	氏名
子どもの保護者	小学生保護者 中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代
		岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘
子ども・子育て支援事業者	保育 教育 健全育成	日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子
		岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子
		岩手県社会福祉協議会 児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	熊谷 幸一
		岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ
		岩手県児童養護施設協議会	会長	千葉 寛
		岩手県小学校校長会	大慈寺小学校校長	藤川 ひとみ
その他 知要 る者	教育 労働 報道	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修
		岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美

岩手県子ども・子育て会議 部会委員名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	子ども 育成 部会	計画 部会	
子ども の保護 者	保育所保護者	(社福)あすなる会 かがの保育園・保護者会	会長	山本 学		○	
		岩手県私立幼稚園PTA連合会	会長	中島 伊織		○	
	幼稚園保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代		○	
		中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘		○
	子ども・子育て 支援 事業者	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	藤本 達也		○
			日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子		○
		教育	岩手県私立保育園連盟	会長	佐々木 政弘		
			岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子		○
		子育て支援	岩手県私立幼稚園連合会	会長	坂本 洋		○
			NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ		○
福祉		健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀		○
			岩手県社会福祉協議会・児童・放課後児童クラブ協議会	副会長	熊谷 幸一		○
		岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ		○	
			会長	千葉 寛		○	
	会長		松本 笑子				
	会長		遠山 宜哉				
学識 経験 者 その他 知事 が 必 要 と 認 め る 者	大学	盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹		○	
		釜石市	子ども課長	高橋 千代子		○	
	行政	岩手町	町民課長	澤口 寿		○	
		岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ		○	
	教育	岩手県中学校長会	常任理事	高橋 清之			
		岩手県医師会 (小児科)	常任理事	山口 淑子			
	保健医療	岩手県医師会 (産科)	常任理事	吉田 耕太郎			
		岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修		○	
	労働	日本労働組合総連合会岩手県連合会	会長	豊巻 浩也			
		岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美		○	

岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」の会議結果の報告について
平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

- (1) 会議名称 平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
 (2) 日 時 平成26年6月17日(火) 14:00~15:30
 (3) 会 場 岩手県公会堂 11号会議室

2 会長・副会長の選出

委員の互選により、支援計画部会会長に盛岡大学短期大学教授大塚健樹委員が、同副会長にNPO法人いわて子育てネットの岡川いずみ委員が選出されたこと。

3 議事内容

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る最近の動きについて
 (2) 子ども・子育て支援に係る現状とその対策について
 (3) 子ども・子育て支援事業支援計画の構成(案)について
 (4) その他(今後のスケジュール等)

主な質疑は次のとおり。

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る最近の動きについて

Q: 当初消費税8%の時に0.7兆円、10%になると1.3兆円という案だと聞いていたが。

A: 国の考え方は変わっているものではなく、10%増税となった時、消費税財源から0.7兆円、その他の財源0.3兆円と合わせて、1兆円超の財源を確保する方針。

- (2) 子ども・子育て支援に係る現状とその対策について

Q: 保育士確保対策検討のためのアンケートの概要は

A: 資料が手元にないが、180人ほどの保育士が足りないという回答になっていた。

- (3) 子ども・子育て支援事業支援計画の構成(案)について

A: 在宅の子どもの支援が重要。

事務局: 地域子ども・子育て支援事業(一時預かり、子育て支援拠点、放課後児童クラブ等)に盛り込まれていくことになる。

A: 保育士確保に係る計画は、確保が困難な中では実効性のない計画となる可能性がある。

事務局: 現実性のあるものとして計画に載せるのは難しいと思う。市町村子ども・子育て会議の意見も踏まえて策定していくことになる。また、その時々々の社会経済情勢の变化等で計画の見直しもしながら進めていくこととなる。

A: 待機児童が生じないように、施設に何人でも子どもを受け入れることができるようになれば、もっと子どもの数は増えてくる可能性がある。

事務局: 消費税増税財源を子育て支援対策に充てること、骨太の方針でも少子化対策を柱に掲げており、今回の制度を裏打ちするだけの財源支援の充実が図られるのではないかと思っている。

工：養成校を修了した保育士が県外に出ていかないよう対策を考えるべき。

オ：県内の養成校からは、あまり県外に出ていない。ただ全体的な養成数が足りない。

また、全国的には養成数は増えているので、県外から岩手に連れてくるぐらいの政策になればいい。

【事務局：保育士・保育所支援センターで潜在保育士の方々を就職に結び付けていくこと、求人求職の就業形態等のミスマッチを解消すること、保育士の処遇改善を図ること等の支援策をとっていく。】

カ：県民、資格取得者、施設への新制度の周知徹底を図ってほしい。

（事務局：県の広報媒体や県のホームページ等を活用し啓発していきたい。）

4 今後のスケジュール

事務局から、7月に子ども・子育て会議、9月の第2回部会でパブリコメ案を審議する予定であることの説明があったこと。

また、当部会で審議する支援計画は、いわて子どもプランの中に一体的に吸収した形で位置付けることとしていること。

岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会の会議結果の報告について

平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

- (1) 会議名称 平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会
 (2) 日 時 平成26年7月15日(火) 14:00～15:30
 (3) 会 場 岩手県民会館 第1会議室

2 会長・副会長の選出

委員の互選により、子ども育成部会会長に岩手県民生委員児童委員協議会副会長の米田ハツエ委員が、同副会長に岩手県PTA連合会副会長の熊谷義弘委員が選出されたこと。

3 議事内容

- (1) 「子ども子育てに関する施策の推進のための条例の検討について」を議題として、意見交換等を実施したこと。
- (2) 事務局から資料に基づき、岩手県の子どもと家庭の現状と、子ども・子育てに関する施策推進に向けた検討について説明を受けたこと。
- (3) 4つの論点について意見交換等を実施したこと。主な意見等は次のとおりであったこと。
- ① 条例の必要性について
 条例化は少子化対策の観点からも非常に重要であり、賛成。当部会としても積極的に議論していきたい。
- ② 条例の目的について
 子どもが安心して岩手県を目指して欲しい。
- ③ 条例における基本理念について
 事務局案を基本として、本日、出された「最大限尊重」「個人の価値観」「地域社会」などの観点を踏まえながら検討を進めて欲しい。
- ④ 条例における基本的施策について
 ア 子どもが楽しいものであるという考え方にしようとして欲しい。小学生ぐらいのときから、子育てに関する教育の機会や小さい子どもとの触れ合いの機会を持つようにして欲しい。
 イ 子どもに対する基本的施策について、子どもが幸福感を感じることができるよう、家族の良さを認識してもらえようような記載を検討して欲しい。
 ウ 事務局案を基本として、本日の意見を踏まえながら検討を進めて欲しい。

4 今後のスケジュール

事務局から、9月の第2回部会で条例の中間案を、12月の第3回部会で条例の最終案を示し、来年2月の県議会への提案を目指す予定であることの説明があったこと。

子ども・子育て支援新制度に関する市町村進捗状況調査

資料 4

平成26年7月31日現在

No. (記載不要)	市町村名	事業計画関係									各種基準関係等			地域子ども・子育て支援事業			地域型保育事業の認可事務			周知・広報					
		①市町村子ども・子育て会議の開催回数(H26年度の開催回数) ※該当箇所いずれかに○印			②支援計画での教育・保育の量の見込み ※該当箇所いずれかに○印			③支援計画での提供体制の確保方策 ※該当箇所いずれかに○印			④次世代法に基づく市町村行動計画の策定 ※該当箇所いずれかに○印			⑤地域型保育事業認可基準条例・新設・地域型保育事業の運営基準(確認制度)条例 ・放課後児童健全育成事業基準条例 ※該当箇所いずれかに○印			⑥量の見込みの集計結果に基づき、実施事業内容の検討 ※該当箇所いずれかに○印			⑦事業所内保育施設や認可外保育施設の意向の確認 ※該当箇所いずれかに○印 ※認可外保育所がない市町村は、承認認備に「なし」と記入			⑧保護者への周知・広報 ※該当箇所いずれかに○印 ※実施内容は記述		
		0回	1回	2回	計画検討着手	計画骨子案検討	計画骨子案子ども・子育て会議付議	計画検討着手	計画骨子案検討	計画骨子案子ども・子育て会議付議	未検討	策定予定あり	策定予定なし	条例案未作成	条例案作成中	条例案作成済み	計画検討着手	計画骨子案検討	計画骨子案子ども・子育て会議付議	未確認	確認中	確認済み	未実施	実施中	(実施中の場合) 実施内容
1	盛岡市			○	○			○			○			○		○			○				○		※条例案についてHPに掲載 →子育てセンターを開設を通して配布
2	宮古市			○	○			○			○		○			○			○				○		
3	大船渡市		○		○			○			○			○		○			○				○		
4	花巻市		○			○		○			○			○		○			○				○		
5	北上市			○		○		○			○			○		○			○				○		
6	久慈市			○	○			○			○			○		○			○				○		
7	遠野市		○			○		○			○			○		○			○				○		
8	一関市			○		○		○			○			○		○			○				○		
9	陸前高田市	○				○		○			○			○		○			○				○		
10	釜石市		○			○		○			○			○		○			○				○		
11	二戸市			○	○			○			○			○		○			○				○		
12	八幡平市			○		○		○			○			○		○			○				○		子育てセンターを保育所等に配 置、9月の市広報紙に掲載
13	奥州市			3回	○			○			(検討中)			○		○			○				○		制度概要について広報掲載、 チラシ配布等 新制度の概要については HPに掲載
14	滝沢市			○		○		○			○			○		○			○			H26.3	○		
15	雫石町		8月2月		○			○			○			○		○			なし				○		
16	葛巻町		8月8日		○			○			○			○		○			なし				○		新制度についてHPに掲載
17	岩手町	○			○			○			○			○		○			○				○		
18	紫波町		○		○			○			○			○		○			○				○		
19	矢巾町		○		○			○			○			○		○			○				○		
20	西和賀町	○				○		○			○			○		○			なし				○		
21	金ヶ崎町		○			○		○			○			○		○			○				○		
22	平泉町	○			○			○			○			○		○			なし				○		
23	住田町	○				○		○			○			○		○			なし				○		広報 ニュース掲載を通して
24	大槌町		○		○			○			○			○		○			なし				○		
25	山田町		○		○			○			○			○		○			なし				○		
26	岩泉町	○			○			○			○			○		○			○				○		
27	田野畑村	○			○			○			○			○		○			○				○		
28	普代村	○			○			○			○			○		○			なし				○		
29	軽米町		○		○			○			○			○		○			なし				○		
30	野田村	○			○			○			○			○		○			なし				○		
31	九戸村		○		○			○			○			○		○			○				○		
32	洋野町		○		○			○			○			○		○			なし				○		
33	一戸町		○		○			○			○			○		○			○				○		
合計		9	15	9	22	9	2	29	4	0	6	17	10	13	18	0	29	4	0	30	2	1	28	4	

参考 H26.6.18現在

- ① 子ども・子育て会議の開催回数
H26年度の開催回数を回答
- ② 量の見込み、確保方策の回答内容
 - ・計画検討着手：数値を調査中
 - ・計画骨子案検討：内部的に数値の算出を終了
 - ・計画骨子案子ども・子育て会議付議：会議に数値を示して審議

① 私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果（平成26年7月11日現在）

1 調査対象施設の数

- (1) 調査期間 平成26年6月9日～平成26年7月11日
 (2) 調査対象施設数 84園中82園（97.6%）
 (3) 回答率 82園中82園（100.0%）

【内訳】

	私立幼稚園数		調査対象施設数		差	備考
	園数	割合	園数	割合		
認定こども園以外	61	72.6%	60	73.2%	1	休園①
認定こども園	23	27.4%	22	26.8%	1	H26年度末廃園予定①
計	84	100.0%	82	100.0%	2	

2 調査結果

(1) 新制度移行予定【全体】

	新制度移行予定		私学助成継続予定		計		備考
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	
認定こども園以外	16	42.1%	44	100.0%	60	73.2%	
認定こども園	22	57.9%	0	0.0%	22	26.8%	
計	38	100.0%	44	100.0%	82	100.0%	

(2) 新制度移行予定【認定こども園以外】

① 調査結果

	調査対象施設数	割合	備考
27年度新制度移行予定	16	26.7%	
27年度から移行する予定	8	13.4%	
27年度から移行する方向で検討中	8	13.3%	
27年度私学助成継続予定	44	73.3%	
27年度は移行しない予定	21	35.0%	
27年度は移行しない方向で検討中	23	38.3%	
計	60	100.0%	

② 新制度移行予定園の移行方法

	調査対象施設数	割合	備考
認定こども園に移行する予定	11	68.8%	
幼保連携型認定こども園	5	31.3%	
幼稚園型認定こども園	5	31.3%	
検討中	1	6.2%	
幼稚園のままの予定	4	25.0%	
検討中	1	6.2%	
計	16	100.0%	

(3) 新制度移行予定【認定こども園】

① 調査結果

	調査対象施設数	割合	備考
現・幼保連携型認定こども園	18	81.8%	
幼保連携型認定こども園のまま	18	81.8%	
現・幼稚園型認定こども園	4	18.2%	
幼稚園型認定こども園のまま	2	9.1%	
幼保連携型認定こども園に移行	2	9.1%	
計	22	100.0%	

いわて子どもプランの策定について

1 現行プランの内容

(1) 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

【参考】第 1 次計画：平成 12 年度～22 年度の 12 年間（県総合計画の期間）

第 2 次計画：平成 17 年度～21 年度の 5 年間（次世代法による前期計画期間）

(2) 計画の性格

ア 県民、企業、NPO、行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、いわて県民計画に基づく本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成等を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画であること。

イ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）では、市町村・都道府県に對して、5 年を期間とした具体的な取組み方針を掲げた行動計画の策定を義務付けており、平成 22 年度から平成 26 年度までを期間とする同法に基づく県の後期行動計画として位置づけ平成 21 年度末に策定したこと。

なお、次世代育成支援対策推進法は、平成 26 年度末までの時限立法であるが、今般、平成 36 年度末まで 10 年間延長する内容の改正がなされたこと。

ウ 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく岩手県ひとり親家庭等自立促進計画も盛り込んでいること。

(3) 計画の策定方針

次世代育成支援対策の総合的な推進を図るため、県民のライフステージに沿って切れ目ない支援が必要であることから、施策の基本方向を対象ごとに次の 3 つに整理し、各種サービス等を利用する県民にとつて、より分かりやすい構成としていくこと。

ア 「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境を整備する」

イ 「子育て家庭を支援する」

ウ 「子どもの健全育成を支援する」

(4) 平成 25 年度の計画の達成状況（主な指標の状況）

いわて県民計画に掲げる 3 つの目指す姿、9 つの具体的な推進方策、15 の政策項目に係る指標を対象として、「達成」「概ね達成」「やや遅れ」「遅れ」の区分に基づき、総合的に評価したところ、いずれも「概ね達成」以上の割合が「やや遅れ」以下の割合を上回る結果となったこと。

（資料 6-1 参照）

2 新プランの策定

(1) 策定理由

ア いわて県民計画の残期間（平成 27 年度～平成 30 年度）に対応する領域別の実施計画として策定するもの。

イ 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成 37 年 3 月 31 日まで期間が延長されたことから、延長後の同法に基づき県の前期行動計画として策定するもの。

ウ 加えて、本プランを、平成 27 年 4 月に施行される子ども・子育て支援法（平成 24 年法律 65 号）に基づき新たな県子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけるもの。

エ また、現行プランでは、母子及び寡婦福祉法に基づき岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を盛り込んでいることから、これらを一つの計画として位置づけるもの。

※ 子ども育成部会において検討している、子ども・子育てに関する施策推進のための条例の制定後は、当該条例に基づき計画としても位置付ける予定とされていること。

(2) 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

(3) 策定方針・構成

プランの根拠となるいわて県民計画及び次世代育成支援対策推進法の内容が前回策定時と変更がないことから、現行のプランの策定方針・構成を引継ぎながら、新たに義務化された県子ども・子育て支援事業支援計画の内容を反映した構成とする。

（資料 6－2 参照）

(4) 策定スケジュール

次回（9 月）の県子ども・子育て会議において計画案について意見を伺い、その後、パブリックコメントを行うなどにより子育て世代をはじめとする広く県民の意見を反映した上で、平成 27 年 1 月を目標にプランの策定を行う。

「いわて子どもプラン」の主要指標の状況

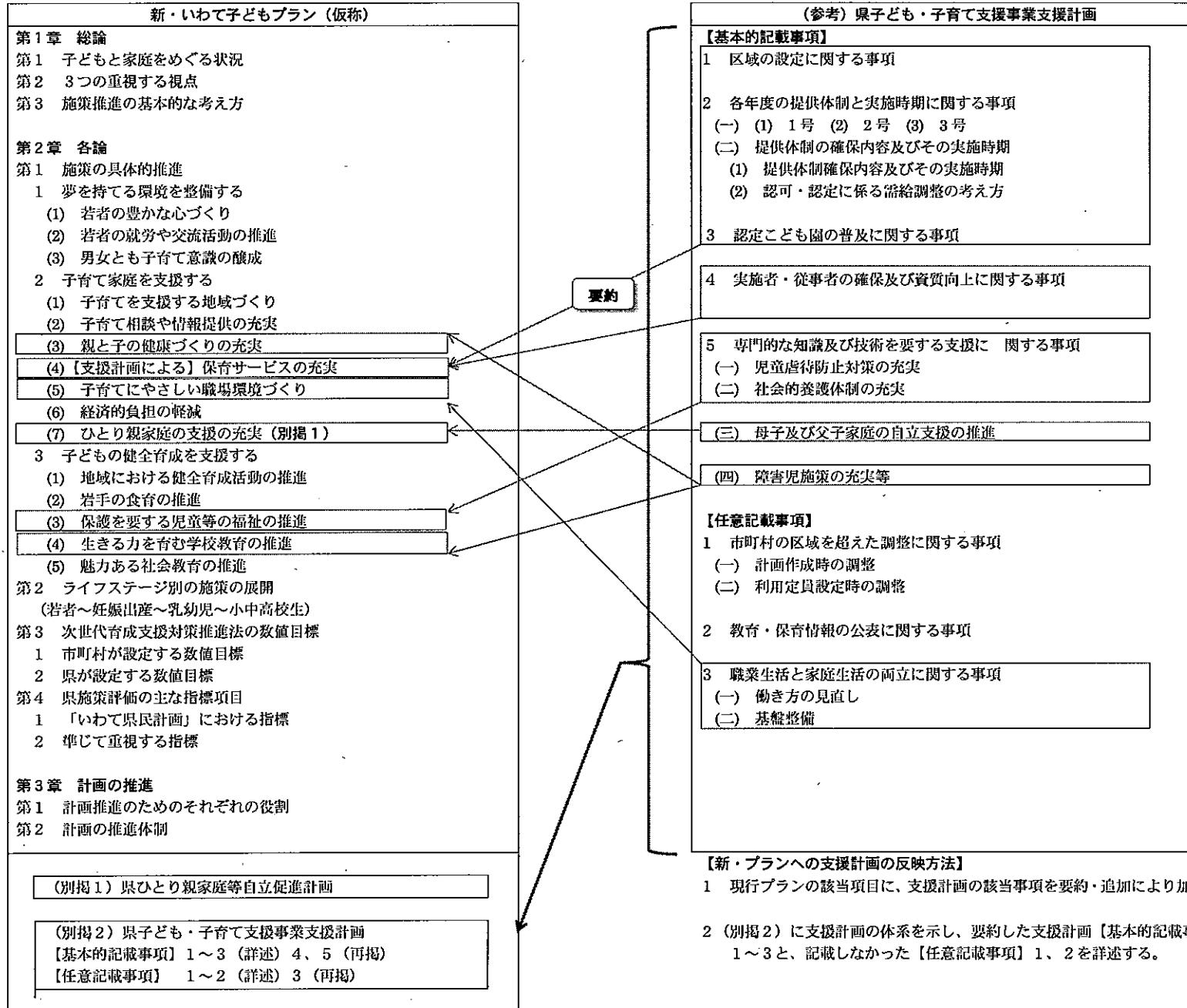
目指す姿	現状値 (H22)	目標値 (H25)	実績値 (H25)	計画目標値 (H26)	達成度 (H24)		達成度が「C」または「D」となった理由
指標名							
1 合計特殊出生率	1.39	1.39	1.46	1.39	A	A	
2 放課後児童クラブの設置数(累計)	275箇所	287箇所	293箇所	290箇所	A	A	
3 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	1,092店舗	1,330店舗	1,242店舗	1,400店舗	C	C	理由:小売業事業者が減少しており、各種会議等で周知を行い、また、新店舗に対して訪問要請を行ったものの、新たな店舗が少なく登録数が低迷したため。
具体的な推進方策(工程表)	現状値 (H22)	目標値 (H25)	実績値 (H25)	計画目標値 (H26)	達成度 (H24)		達成度が「C」または「D」となった理由
指標名							
4 子育て応援ポータルサイト「いわて子育てらんど」(累計)(ページビュー件数)	0件	150,000件	292,330件	200,000件	A	A	
5 両親学級への父親の参加者数(累計)	1,038人	4,200人	3,933人	5,300人	B	B	
6 周産期医療情報ネットワークシステム参加機関数(累計)	63機関	72機関	70機関	72機関	C	D	理由:町内に分娩施設がなく、妊産婦が町外(県外)で出産する2町がネットワークに加入しなかったため。
7 妊婦健康診査を8回以上受診した妊婦の割合	85.6%	84.0%	84.5%	84.0%	A	A	
8 一時預かり実施施設	177箇所	191箇所	191箇所	197箇所	A	B	
9 いわて子育てにやさしい企業認証数(累計)	11社	18社	21社	21社	A	A	
10 母子自立支援プログラム策定件数	30件	36件	11件	40件	D	D	理由:利用対象者が他の支援事業を活用するなど、利用希望者が減少したため。
11 子ども遊び普及事業実施数	12箇所	12箇所	16箇所	12箇所	A	A	
12 里親等委託率 ※被災孤児の委託を除く	10.1%	13.0%	18.6%	13.4%	A	A	

【政策項目】及び指標名	現状値 (H22)	目標値 (H25)	実績値 (H25)	計画目標値 (H26)	達成度 (H24)		達成度が「C」または「D」となった理由
【雇用・労働環境の整備】							
13 ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,000人	2,000人	2,246人	2,000人	A	A	
14 セミナー等参加企業数	124社	150社	133社	150社	B	B	
【安全・安心なまちづくりの推進】							
15 自主防犯団体のうち犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいる団体の割合	40.4%	55.0%	61.6%	60.0%	A	D	
【食の安全・安心の確保】							
16 食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合	79.4%	86.0%	79.7%	88.0%	D	D	理由:食品の偽装問題等に端を発する食の安全性への不信任等により、食の安全性の確保の取組が十分でないと感じる県民が多かったため。
17 県内市町村における食育推進計画の策定割合	64.7%	90.0%	93.9%	95%	A	A	
【青少年の健全育成】							
18 いわて希望塾参加者数(累計)	125人	630人	601人	800人	B	B	
19 いわて・親子家庭フォーラム参加者数(累計)	628人	2,400人	3,036人	3,000人	A	B	
【男女共同参画の推進】							
20 共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	30.8%	37.5%	33.2%	40.0%	D	D	理由:東日本大震災津波後の女性の家事時間の増と男性の家事時間減が大きかったため。
21 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	50.0%	68.0%	59.4%	74.0%	D	D	理由:委員の選任分野のうち、女性の専門職が少ない分野があるため。
22 男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	68人	95人	89人	106人	C	B	理由:男性サポーターの推薦を要請したが、男性受講者の推薦数が少なく、認定者も6人にとどまったため。
23 男女共同参画センターと地域団体との交流事業実施回数(累計)	—	9回	12回	12回	A	A	
【家庭・地域との協働による学校経営の推進】							
24 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	84.1%	85.6%	89.7%	86.1%	A	A	
【特別支援教育の充実】							
25 作成が必要な全ての児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合	38%	84%	62%	100%	D	D	理由:個別的教育支援計画を策定するために必要な外部関係機関との調整に時間を要したため。
26 特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	58.0%	90.0%	87.0%	100.0%	B	B	
【安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備】							
27 通学路(小学校)における歩道整備率	73.7%	75.6%	74.6%	75.6%	C	A	理由:用地交渉などの地元調整に時間を要したため。

● 3つの目指す姿、9つの具体的な推進方策、15の政策項目に係る指標を対象として、「達成」「概ね達成」「やや遅れ」「遅れ」の区分に基づき、総合的に評価を実施したところ、いずれも「概ね達成」以上の割合が「やや遅れ」以下の割合を上回る結果となりました。

● 27指標中、A:14指標(51.9%)、B:4指標(14.8%)、C:4指標(14.8%)、D:5指標(18.5%)
(A+B:66.7%、C+D:33.3%)

区分	年度目標達成率
達成【A】	100%以上
概ね達成【B】	80%以上100%未満
やや遅れ【C】	60%以上80%未満
遅れ【D】	60%未満



幼児連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）の概要について

- **基準策定の背景**
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「改正認定こども園法」という。）第13条第1項の規定により、都道府県は、幼児連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされたもの。

- **策定する基準**
幼児連携型認定こども園の設備及び運営の基準

■ 基準の概要

1 主務省令で定める基準

- 都道府県が幼児連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たっては、改正認定こども園法第13条第2項の規定により、主務省令で定める基準に従い、又はそれを参照することとされています。主務省令で定める基準は、国の子ども・子育て会議における検討内容を踏まえたものであり、その概要は下表とおります。

従うべき基準	基準の区分（※）	基準の内容（主なもの）
必ず適合させなければならない基準。その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできないものです。		学級の編制、職員の数等、園舎及び園庭、園舎に備えるべき設備、教育及び保育を行う機関及び時間、園児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止 等に関する基準
参照すべき基準		園具及び教具、子育て支援事業の内容、職員の知識及び技能の向上、苦情への対応、保護者との連絡等に関する基準

2 県の基準

県の基準を定めるに当たり、主務省令で定める基準の内容について、適切な処遇の確保の観点や事業者の事業運営に与える影響及び現行の幼児連携型認定こども園の運営状況を踏まえて検討した結果、以下の理由により、原則として主務省令に定める基準を県の基準とすることとしました。

- (1) 「従うべき基準」については、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、国の子ども・子育て会議における検討結果等を踏まえ、異なる内容の基準を定める必要性が認められないことから、主務省令に定める基準を県の基準とします。
- (2) 「参照すべき基準」のうち、子育て支援事業については、独自基準として「教育・保育相談事業」を必須事業とし、原則として施設のすべての開園日において相談に応じる体制を整えることとします。この独自基準は、現行の幼児連携型認定こども園にも適用しているものであり、今度とも、身近な相談窓口や専門的な相談支援体制の整備を図る観点から、それを引き続き適用することとするものです。その他の基準については、現行の幼児連携型認定こども園で適切に処遇の確保・事業運営がなされている実態に鑑みれば、主務省令に定める基準を県の基準とすることが適当と考えられます。

なお、基準の策定後におきましても、適切な処遇の確保の観点や事業者の事業運営に与える影響等双方の視点から適切なニーズ把握に努める等、必要に応じ、基準について所要の見直しを行うこととします。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案の概要

1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を制定する。

※ 幼保連携型認定こども園の設置認可を行う際の基準について都道府県（指定都市又は中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市又は中核市）が定めることとされている（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「改正認定こども園法」という。）第13条第1項、第17条第1項及び第2項）条例について、改正認定こども園法第13条第2項各号に掲げる事項は主務省令で定める基準に従い、その他の事項は主務省令で定める基準を参照するものとされている（改正認定こども園法第13条第2項）ことから、今般、主務省令（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）でこれらの基準を定めるもの。

2. 概要【【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準】

(1) 学級の編制に関する基準

- 満3歳以上の園児について学級を編制【【従】】
- 1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則【【従】】等を定める。

(2) 職員に関する基準

- 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【【従】】
- 教育・保育の直接従事職員の職員配置（満4歳以上児30人：1人、満3歳以上満4歳未満児20人：1人、満1歳以上満3歳未満児6人：1人、満1歳未満児3人：1人。ただし、常時2人以上）【【従】】
- 調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【【従】】等を定める。

(3) 設備に関する基準

- 園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【【従】】
- 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）

【従】

- 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
 - 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上【従】
 - 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
 - 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合で必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる【従】
- 等を定める。

(4) 運営に関する基準

- 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上【従】、教育時間4時間【従】、教育・保育時間8時間【参】とする
- 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- 人格の尊重【参】、職員の資質向上・研修機会の確保【参】、差別的取扱いの禁止【従】、虐待等の禁止【従】、懲戒権限の濫用禁止【従】、秘密保持の義務【従】、苦情への対応【参】、家庭との連絡・連携【参】等を定める。

(5) その他

- みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によること【従】
- 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りること【従】
- 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】等を定める。

3. 施行期日

一部改正法の施行の日とする。

パブリック・コメント実施結果

(案名： 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(案)の概要について)

平成 26 年 7 月 23 日

- 1 意見募集期間
平成 27 年 6 月 9 日 (月) ～平成 27 年 7 月 8 日 (火)

- 2 実施方法 (実施したものに丸印を付しています。)

(1) 周知方法	内 容
○	行政情報センター、行政情報サテライト等への資料配架
○	県ホームページへの資料等掲載
	説明会の開催 (県内 <u> </u> ヶ所、計 <u> </u> 名参加)
	報道機関への発表
	県の発行する広報紙等への掲載
	印刷物の配布
○	その他 (広聴広報課ツイッター)

- (2) 意見受付方法

実施	内 容
○	郵便 (持参を含む。)
○	フアクシミリ
○	電子メール
	公聴会又は説明会 (会場における聴取)

- 3 意見件数及び対応状況

(1) 意見件数	受付方法	意見提出人数 (人)	意見件数 (件)
	郵便 (持参を含む。)	1	1
	フアクシミリ		
	電子メール		
	公聴会又は説明会		
	計	1	1

- (2) 決定への反映状況

区 分	内 容	意見件数 (件)
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)	
	計	1

意見検討結果一覧表

(案名：幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(案)の概要について)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	<p>主務省令そのものに、欠陥がある、と思われます。もしくは、都道府県それぞれの裁量に属する、と判断して、特に定め無かった、いわば「すき間」の部分が存在する、と思われます。その点については、岩手県独自の見識で、基準を新たに策定すべきです。</p> <p>それは「巨大災害に対応する規定」もしくは「国家の非常事態に対応する規定」です。</p> <p>例えば、文部科学省令第一号の第一条の2や、第二条には「適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により」といった文言が在りますが、そこには「防災士の資格を有する職員の指導により」といった文言は存在しません。このままでは、巨大災害時の非常事態に無知であっても、こども園の指導は可能と成るでしょう。</p> <p>また、文部科学省令第一号の第六条には「幼保連携型認定こども園は、過去に津波で被災した土地に設置してはならない。」との文言が存在しません。これは、長野県や山梨県のような内陸の県でも適用されるために、津波危険地域に関する規定を盛りこまなかったと推定されますが、岩手県においては必要不可欠な規定と思われる。</p> <p>文部科学省令第一号の規定には、こども園の送迎バスが津波の被災を避けて運行させるようにする旨の規定が存在しません。これ点も、東日本大震災での現実を直視すれば、岩手県においては必要不可欠な規定と思われます。</p> <p>以上の点だけとってみても、「原則として主務省令に定める基準を県の基準とする」という判断はいかにも安直で、考えの足りない、無責任なものであるように思われます。岩手県としては、「国の側にそもそも規定が無かったのだから、仕方が無い」とするのも可もれませんが、国の方では「都道府県の裁量で決めるべき事」と解釈しているの可もれません。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の位置は、今回お示した基準(案)により、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならぬこととしています。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園には、県が条例で定める基準のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の一部の規定が適用され、園児の安全を確保するための学校安全計画の策定や、危険等発生対策要領の策定等が義務付けられることとなります。</p> <p>これらを踏まえ、各施設の実情に応じ、園児の安全を確保するために必要な対策を講じていくこととなりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、各施設が策定する計画の内容等について必要に応じ助言を行うこととします。</p>	D (参考)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するとき当該類似の意見の件数の

記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。

○岩手県子ども・子育て会議条例(平成25年10月18日条例第69号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から知事が任命する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
 - (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。